

平成29年第4回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成29年12月13日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第4回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成29年12月13日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成29年12月13日 9時30分			議長	杉 岡 義 信	
	散 会	平成29年12月13日 15時27分			議長	杉 岡 義 信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 企 画 観光課長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	地方創生 担当参事 兼 保 健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	企画観光 担当課長	小林慶純	○	税住民課長	由本好史	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会 議 録 署名議員	6 番	坂 本 英 人		7 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 平成29年第4回笠置町議会会議録

平成29年12月13日～平成29年12月20日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

平成29年12月13日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第6号 平成29年度笠置町一般会計補正予算(第6号)に伴う専決処分の承認を  
求める件
- 第5 議案第26号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件
- 第6 議案第35号 笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件
- 第7 議案第36号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第37号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第38号 平成29年度笠置町一般会計補正予算(第7号)の件
- 第10 議案第39号 平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

12月に入り、いよいよことしも残すところあと1カ月となりました。ますます寒さも厳しくなりますので、しっかりと体調管理をしていただきますようお願いいたします。

本日、ここに平成29年第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成29年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、坂本英人君及び7番議員、松本俊清君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月20日までの8日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る10月5日から6日にかけて、京都府町村議会議長先進地視察研修が開催され、出席いたしました。1日目は岡山県奈義町役場を訪問し、定住、子育て支援等について研修をさせていただきました。2日目には、兵庫県太子町役場を訪問し、先進的な議場等を視察させていただきました。

1 1月7日に、市町村議会委員長研修会がルビノ京都堀川で開催され、議会運営委員長、総合常任委員長とともに出席をいたしました。地方分権の進展に伴い、議会の内部組織である委員会の重要性がますます増大していることから、実務的な運営について講演をしていただきました。

1 1月8日及び9日には、山城地区議長連絡協議会から京都府及び国へ要望に伺いました。先般の台風21号による被害状況の報告を含め、国道163号線全線の歩道設置や拡幅・改良等早期実現について、JR関西線の列車体系等の維持と利便性の確保及び整備促進について、また府道笠置山添線の改良・拡幅早期実現について要望をいたしました。

1 1月20日には、地方自治法施行70周年記念式典が東京国際フォーラムで開催され、出席をいたしました。同日、京都府町村議会議長会による特別研修会及び意見交換会が開催されました。

翌21日には国政懇談会が、22日には第61回町村議会議長全国大会が、全国の町村議会の総意を結集し、我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期するため開催され、出席をいたしました。

これらに伴いまして、議会会議規則129条の規定により、議員派遣をいたしました。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 本日、ここに平成29年第4回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

笠置山の紅葉も終わり、日ごとに寒さが増してきております。インフルエンザの猛威が心配される中、議員の皆様には体調に御留意いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、町政の状況につきまして御報告させていただきます。

10月21日から23日にかけての台風21号、また翌週29日の台風22号により、全国的に甚大な被害が発生をいたしました。

当町におきましても、国道163号が一時冠水、飛鳥路潜没橋は橋面損傷により通行どめ、府道も落石による通行どめになるなど、住民の皆様には御不便をおかけし、申しわけございませんでした。年内に本復旧となるよう工事を進めていただいているところでございます。

ことしで8回目を迎えるご当地鍋フェスタ「鍋ー1グランプリ」を12月3日に開催をい

たしました。今回は、お茶の京都博のメインイベントとして位置づけ、出店数、内容とも規模を拡大して開催をいたしました。議員の皆様を初め、多数の方の御協力を賜りながら、盛大に開催することができましたことを感謝申し上げます。過去最多の入場者数に加え、滞在時間が長くなったこともあり、駐車場のトラブルや交通渋滞など、次回の開催に当たり課題も多くありましたが、御協力に対し、改めて厚くお礼を申し上げます。

次に、ゴルフ場利用税の存続要望について報告をさせていただきます。

当町におきますゴルフ場利用税交付金は、平成28年度決算で約3,700万円が交付をいただいております。一般財源の乏しい当町にとって、この交付金は貴重な財源となっておりますが、毎年廃止論が出ており議論をされている状況でございます。

11月22日に府内の国会議員の方々への事務所へ伺い、要望書を手渡しさせていただき、国会議員の先生方に堅持に向けての要望を行いました。

12月1日の税制調査会において、平成30年度も存続されることとなりましたが、まだまだ厳しい状況が続くことは必至ですので、引き続き要望活動を行う必要があると感じております。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、承認1件、議事案件は補正予算2件を含む5件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、承認第6号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第6号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

去る10月21日から23日にかけての台風21号により、町道有市柳生線の飛鳥路潜没橋が橋面損傷の被害を受け、早急に対応する必要があるため、11月30日付で専決処分をしたものでございます。

歳入歳出それぞれ305万円を増額し、歳入歳出総額は14億2,699万6,000円となっております。よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第6号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ305万円を追加いたしまして、14億2,699万6,000円となっております。

先ほど、町長からの提案説明にもありましたように、10月21日からの台風21号によります被害を受けました町道有市柳生線の飛鳥路潜没橋の災害復旧を速やかに行うために、11月30日付で専決処分をさせていただいております。

それでは、8ページをお願いいたします。

歳入につきまして説明をさせていただきます。

歳入は、13款国庫支出金、1項国庫負担金といたしまして、災害復旧費国庫負担金を70万円計上いたしております。

1つ飛ばしまして、20款町債で災害復旧事業債80万円を起債いたしております。残りの財源不足につきましては、18款の繰越金で前年度繰越金を155万円計上いたしまして、合計で305万円といたしております。

9ページ、歳出につきましては、13款災害復旧費といたしまして、道路橋梁災害復旧費を305万円補正計上しております。

15節工事請負費につきましては、工事本体に係るものとなっております。その上、委託料、使用料につきましては、工事をする前の災害復旧に対する橋梁の強度の測量であったりというものを委託料で、また機械の賃借料を使用料等で計上しております。

以上、説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑ありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この件につきましては、災害復旧ということで当然支出が出て当たり前や思うんですけども、今回のこの潜没橋の通行どめの期間が大変長かった。いつもやったら大体二、三日で水かさが減って通行できるという状況なんですけれども、一応こういう災害があったためにおくれたんはわかるんですけども、何日かかったか、1週間以上かかっていたと思うんで

すけれども、その辺のこれ調査に多分時間がかかったという説明があったと思うんですけれども、その辺の復旧の体制、高山ダムとの連携とか、そういうことをやられてやむを得ず延びたんか、その辺についてちょっと答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

たしか10月25日の木曜日でしたか、潜没橋の冠水が明けまして、水が引きまして現状を確認いたしましたところ、潜没橋の地覆の損傷が見られまして、加えまして舗装の損傷も加えて見られたという中で、現状といたしましては通行することができないような状況でございました。

それから、実際11月の第1週でしたので、たしか10日ぐらいだったと思うんですけれども、10日までの間通行どめを金曜日までさせていただきました。この間、担当課といたしましては、できるだけ早く復旧をするという思いの中で、仮に通っていただく道を整備したりということを進めてまいったところなんですけれども、まず車が通られるという状況というのは、こういう地覆が損傷、また舗装が損傷したりしておりますので、安全性が十分確保できない、そのような状況の中で車を通っていただくというのは、担当課としましても安全性を確保、また判断することが非常に困難であるという中で、11月2日に橋梁点検等を行ってもらっております業者に入っていて、その間災害の査定の調整も十分あったわけなんですけれども、そういった中で11月2日に点検業者に入っていて、一定安全性を確認した上で歩行が可能といういろいろな処置もとったところでございます。

まずは、歩行、通行ができることをまず確保させていただいて、それから車両の通行が安全ということが確認できてから車両の通行を通させていただいたと。その車両通行するに当たっては、そのまま表面の舗装がとれた状態ですので、そういったときにそのまま通っていただくのも橋の強度の問題もありますので、仮設という対応をする期間というのはどうしてもありましたので、その間作業の日数等ございまして、11月10日までだったと思うんですけれども、金曜日の夕方まで通行どめと、車両の通行どめをさせていただいたというような経過がございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

私がちょっと聞いていたところでは、橋の表面は一応そういう被害受けている状況は確認

できていたと。せやけれども、橋の裏側の確認が水量多いためにできないというようなことで大分かかっていたと聞いているんですけども、そんなときに安全のために調査が必要やというような状態であれば、高山ダムとの連携もとってもらって、一時放水を下げてもらおうとか、そういう調整はとられていたんですか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 御質問にお答えしたいと思います。

地覆や橋面の損傷が確認された段階で、早急にその損傷状況というのを把握する必要がありましたので、その台風が通過して冠水といいますか、増水がおさまった段階で表面が確認できた段階で、高山ダムのほうには、一定調査確認をしたいので何とか調整できないかということ、町長でしたか、副町長でしたか、連絡は入れてもらっております。ただ、雨の量も含めまして、高山ダムの上流から来る水量がかなりまだあった関係でなかなか調整といいますか、水量調整がつかなかったというのは現状でございます。そういった関係でなかなか下に潜ってという調査はスムーズにできなかったということは、現実の話でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

そういうことをとられてあったと思いますけれども、飛鳥路地区におきましては、やはり今までは台風とか来ても3日か4日ほどしたら通れるという状況やったけれども、今回のように10日以上も通れないというようなことになってきますと、あそこ今貴重な、小学生の方がおられるんです。その通学には物すごく不便をされたということも聞いておりますので、今笠置町では移住促進を盛んにやっているわけですから、そういうところから見ても、やはり早く復旧をするというようなことを考えてやっていただきたいということを要望しておきます。

それと、飛鳥路はもう必ずあそこ水没したら孤立するという状況ですので、柳生へ行く道ありますね。あれは途中までは町道ということで笠置町が管理していると思うんですけども、あれの興ヶ原まで抜けられる状態もやはり奈良市のほうとも調整をとってもらって、できるだけこちらが水没したときは、迂回ルートで出られるというようなことも確保していくように、日ごろから考えていってもらいたいと思います。それを要望しておきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 答弁要りませんか。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第6号、平成29年度笠置町一般会計補正予算(第6号)に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、承認第6号、平成29年度笠置町一般会計補正予算(第6号)に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定しました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第5、議案第26号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。いこいの館運営対策特別委員長、大倉博君。

いこいの館運営対策特別委員長(大倉 博君) 去る7月31日に臨時議会が開催され、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正(案)が上程され審議の結果、賛成3、反対4で否決されました。

その後、9月議会において、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正(案)は、再度上程され審議を重ねた結果、この条例案は、9月20日、いこいの館運営対策特別委員会に付託されました。

付託された笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正(案)は、10月28日、11月15日、11月28日といこいの館運営対策特別委員会において審議を重ねた結果、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正(案)は、委員会採決において、賛成4、反対3で可決となりました。以上のとおりでありますので、御報告申し上げます。

議長(杉岡義信君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。向出君。どちらですか、反対か、賛成か。

3番(向出 健君) 反対です。

議長（杉岡義信君） まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案の笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件について反対討論を行います。

いこいの館を町の財産として有効に活用していくということは、あくまでも前提だと考えています。しかし、問題は、税金を投入するという場合に、それが本当に有効に使われているのかどうかという点です。これまでの町長の対応、答弁を見る限りでは、とてもうまく有効に使うかどうかということについて懸念を感じざるを得ません。

いこいの館に対する町の方針をしっかりとしたものにしていくこと、そして、再度、議会等も慎重な協議を重ねて進めていくことを求めまして、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件について賛成討論させていただきます。

そもそも指定管理制度とは、平成15年、2003年の改正により指定管理制度が創設されました。公共施設の適正かつ効率的な運営を図ることを目的としています。管理委託を行っている公共施設については、この法律の施行後3年以内に公共施設の管理に関する条例を改正することが義務づけられています。よって、いこいの館の管理運営については、直営か指定管理制度の二択しかないのが本当であります。

議会として否決するのではなく、指定管理条例という確かな武器を持ち、この先にある指定管理者を決定する採決の際に、我が町のプラスになり得る指定管理業者を見きわめることこそが本質と言えるのではないのでしょうか。

行政には、否決される理由が明確であることだけは理解していただきたい。これまでのさまざまな経営や運営に対しての説明責任が果たせていないことを肝に銘じていただきたい。

しかし、冒頭でも述べたとおり、平成15年の法律改正に伴い議会として法令遵守が本筋だと考え、いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件の賛成討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） ほかに討論はありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

賛成討論と申しますか、私は、前回の会議では反対に回りました。それはなぜであったか

ということは、指定管理制度を導入するという事で上げられていますけれども、その中身です。指定管理、どういう指定管理者を選定するのか。あるいは指定管理料をどういふところまで持っていくのか。そういう詰めができていなかったために私は反対いたしました。そして、9月の議会に再提案出てきまして、そのときはいろいろな意見が出まして委員会付託ということになっております。

それで、私も寝ずに考えました。実際、今10月から直営的な方式で職員を3名派遣して運営している状態です。これで、一応3月まで実施するという形でやっていただいておりますけれども、10月からやった結果においても不評の結果がたくさん出ております。かなり行った人が頑張ってやってもらっていますけれども、やはり私は、直営でやるのは無理と思います。そういう体制もないし、能力もないと思います。このままでずっと続けていけば、ますます、10月も既にもう140万円ほどの赤字が出ておる。そして、9月の補正で出さなかった分1,400万円のうち、コモンズの解約に伴う分だけは出させてもらったけれども、それ以外の経費の赤字はまだそのまま残っている状態です。これの改善もできる見込みが今見られない。こういう状態において、私、直営でやるのはもう無理やと思います。

そして、こっちの役場のほうの体制、これも企画観光課の今課長を総務財政課長が兼務しているというような状態で、今29年度にいたしましても地方創生事業はかなりたくさんあって、これがどういうふうに動いていくのか、動いているのか、そういうところの疑問な点がたくさんあります。そういう面からして私はもう直営では無理やと思います。

そして、最後のこの目的というか、これは町長が検討委員会を創設されて、その結果報告というのでも出ております。これは、最終、第1案の最終目的は、長期貸し出しにするか、あるいは売却をして町の管理から離すということが最終的に言われているわけです。ほんで、この指定管理制度というのは、それまでのつなぎということで導入するという事で町長もやられておると思うんですけども、そうであるならば、指定管理制度でちゃんとした事業者を選定してやっていくほうが、私は今の策としてはベターではないかということで、最終はあくまでも町の管理から離せるような状況に持っていくということを期待いたしまして賛成討論いたします。

議長（杉岡義信君） 原案に反対者の発言を許します。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

先ほど、特別委員会の大倉委員長も発言あったんですし、また各議会においてもいろいろ

この制度について質問をしました。いろいろやった結果、今回の特別委員会では4対3ということで賛成になっているんですが、私はその中でも一応反対しました。なぜかといいますと、今細かいことをどうこう言うんじゃないしに、前回からもこの指定管理について制度の改正については私は反対でありまして、それについて、今度もしこれが通れば一般会計からその金額が出てくるということになってきますと、財政厳しい中、福祉、そういう多々の面で非常にしわ寄せ来るんじゃないかというように思います。

私は、いこいの館を閉館するんじゃないんです。ただ、この方法として制度の改正はやめるということで私は反対しているだけで、そういう点、誤解の招かないようにしてもらいたいと思います。

それで、この前やりましたときに、町長は10月7日のマスコミに議員及び全員参加の特別委員会で説明と想定して議員の疑問に答えると報道されています。しかし、あれ以後特別委員会は行っても、一向に説明はされていません。私はそのことが非常に不信感で、マスコミの報道とこの行動が全然重なってこないじゃないかと、私はそう思います。

だから、もっとこのいこいの館、こういう指定管理の方法じゃなしにほかに方法があるんじゃないかということを提案したんですが、一向に聞き入れてもらえないと。そういう点でもっと説明はやるべきやと思います。ただ、平然とマスコミにばんとやられる、それも一つの方法かもしれませんが、私はそういうことで認めるわけにはいきません。だから、説明不足、または今後のいこいの館については、こういうあれには私は規約改正は反対します。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにないですか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

議案第26号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件について賛成します。

将来的に選択肢をふやすためには、この時期にこの条例を通すのは策としてはいいと思います。ただし、皆さんが言うように、疑問に残るところはやっぱり多々はありますけれども、単純に将来直営、指定管理、その他いろいろのことを考えたら、時間的にもこの時期にこの条例を通すのに賛成します。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから議案第26号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第26号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第35号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第35号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件、並びに議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与に関する法律が11月17日に改正されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与に関する法律もあわせて改正され、期末手当の支給月数が月引き上げられることとなりました。当町の議会議員並びに常勤の特別職の期末手当についても年間の支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を3.30月に改正するものでございます。御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第35号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正につきまして、説明させていただきます。

本日、朝から新旧対照表のほうを差しかえさせていただきました。中の一部間違いがございました。おわび申し上げまして訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

今回の改正につきましては、一般職の給与法が平成29年11月17日に改正されまして、特別職の給与法も準じて改正されました。これに伴いまして、議会議員の期末手当につきまして0.05月引き上げ、総支給月数を3.3月に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず、第1条でございます。第1条では、平成29年12月に支給されました期末手当の支給月数を0.05月引き上げまして1.75月、100分の175月に改正するものでございます。適用は、平成29年12月1日となりまして、差額につきましては12月中の支給を予定しております。

続きまして、第2条につきましては、第1条で引き上げました12月分の期末手当0.05月を6月と12月それぞれ0.025月に振り分けて、6月の期末手当は100分の157.5月、12月は100分の172.5月に改正するものでございまして、これは平成30年4月1日からの施行となります。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長にちょっと申し上げたいんですけども、この議案の間違いというやつは次からなくすように、そしてまた、議運というやつあるんで、そのところでまた再度確認し合うてやるやつやから、お願いしておきます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、課長のほうから説明があったんですけども、そして議長から今課長に何か指導をされたと思うんですけども、この議案についてちょっとお聞きしたいと思います。

といいますのは、この提案される内容をどのようにチェックされているんですか、提案される文面につき。それと、これは初回でしたら私は何も言わないんです。昨年度も同じことをやられていますね。昨年度も同じように訂正の、修正が入っています。これ、条例というのはそんな簡単なものじゃないと私は思うんです。昨年でも考えてみれば、喉元過ぎれば熱さ忘れる、そういうような体面になっているんじゃないですか。

だから、各課から提案される書類について、行政の組織上、検印されていると思うんです、チェックされていると思うんです。そしたら、課長、参事、副町長、町長は、日ごろどのように業務をこなしておられるのか。また、きょう出されたこの修正案が、議会の始まる10分ぐらい前にして訂正を出されるんです。それで、これが検討されるんですか。町長、これ提案された町長として、どのように対応するんか、今後の方針をお聞かせください。こういうのを何回も進むようで、我々議員としては、みんなが非常に不信感を持ちますし、軽視されているようにとるんですが、その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員の御指摘のとおりだと思っております。

松本議員様からは、これまでも何回となくこういう文書につきましての不適切なところ、不都合なところを御指摘していただいております。私といたしましても、いただきましたこういう文書につきまして、何回も確認をさせていただいておるわけですが、その中での見落としなどがあったということが現実でございます、これはあつてはならない、まして笠置町における一番大事な条例でございますので、その文面に対してこういう間違いなどあるということはありません。

今後におきましては、一層精査をした上で上程をさせていただく、そのように考えております。今回の不手際につきましては、心からおわびを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

町長のその回答なんですが、これは先ほど言いましたように、初回だったら私は何も言いません。しかし、議会のあるごとに、これは公文書である、会ごとにそう言うてチェックしているんですよ。それが直らないというのはどういうことですか。本当に指導してチェックしています、どこをチェックされているんですか。そういう才能がないんですか、チェックの才能が。

それと同時に、もうこういう間違いがあれば、事務局もあるんですよ、議会事務局。もつとなぜこれが早く提案されないのか。その点、町長どうですか。なぜこれ10分前に担当課長が持ってくるんですか。議会なんかに謝って、事務局等を通じて議員に持ってくるんじゃないですか。その点、町長どういうふうに思っているんですか。そして、組織上ある参事とか副町長が、どういう体制で、どういう指導をして今後なくそうとされているんですか、そこを具体的に言うてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今回の提案修正をお渡しさせていただきました、チェックしないといけない私の立場でございましたのに、間違いに気づかずそのまま作成させていただきました。昨日、議長、それから議会事務局と御相談させていただきました、本日差しかえという形で新旧対照表のほうをお配りさせていただきました。

前回、昨年度も、それから前回の議会でも多々、小さなこととはいえ、文書に間違いがございました。議案書として提出する前に、こちらのほうできちんと確認作業を怠っていた、見落とししていたというのが理由となっております。まことに申しわけございません。

先ほど、議長からの御指導いただきました。町長からも厳しく、副町長からも厳しく言われておりますので、次回からはこのようなことのないように総務財政課、それから担当課ともしっかりと確認いたしまして、提案させていただきたいと思っております。失礼いたしました。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員より議案第35号に関しまして、大変厳しい御指摘、御指導を賜りました。我々は、それを謙虚に受けとめなければならないと思っております。

先ほど、松本議員の御指摘の中に、日ごろの業務のチェックはどうしているんだというようなことがお話の中にございました。まさに、今回たまたまこういうことが起こったということではなく、常日ごろの行政事務、行政文書の処理をいかに適切に行っているのか、そういうことが問われているんだろうと思っております。執行部の責任を担う一人といたしまして、こういう業務に関しまして、一層管理職並びに職員に対する指導を徹底強化してまいりたいと、そのように考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第35号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第35号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時45分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与に関する法律が11月17日に改正されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与に関する法律もあわせて改定され、期末手当の支給月数が引き上げられることとなりました。特別職の期末手当につきましても年間の支給月数を0.05引き上げ、総支給月数を3.30月に改正するものでございます。御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件につきまして内容説明をさせていただきます。

今回の改正も、先ほどの議案第35号の議会議員の報酬等と同様、給与法の改定によりまして町長及び副町長、特別職の期末手当につきましても0.05月引き上げ、支給月数を3.3月に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第1条関連でございます。第1条におきましては、引き上げる0.05月を12月の期末手当に上乗せして100分の175月を支給するという改正となっております。適用は平成29年12月1日からとなり、年内の差額支給を考えております。

続きまして、第2条でございます。こちらにつきましては、第1条で引き上げました0.05月を6月と12月にそれぞれ0.025月振り分けて支給するものとしております。6月は100分の157.5に、12月は100分の172.5月の支給月数となります。こちらは平成30年4月1日からの施行となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第36号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第8、議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成29年8月に発表されました人事院勧告により、平成29年11月17日に一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されましたので、当町職員の給与条例の一部改正を行うものでございます。内容は、給料表の改定と、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、1.8月とするものでございます。施行は公布の日からで、適用は平成29年4月1日からとなります。御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件につきまして議案の内容説明をさせていただきます。

その前に、先ほどと同様、第3条関係の新旧対照表につきまして修正箇所がありましたので、本日差しかえでお配りさせていただいております。まことに申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回の改正につきましては、平成29年11月17日に国家公務員の一般職の職員の給与法が改正されました。これに伴いまして、地方公務員、当町の職員の給与条例につきましても、給料表の改定と、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、1.8月とするものに改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

まず第1条でございます。こちらにつきましては、給料表の改定と文言の整理を行ってお

ります。給料表につきましては第5条のほうで規定しておりますが、別紙でつけさせていただいております新しい給料表、これの新旧が表にちょっとおさまり切りませんでしたので、新のほうだけ別紙で添付させていただいております。

給料表の改定につきましては、平成29年4月1日から適用されますので、差額につきましては年内支給を考えております。

続きまして、第2条関連でございます。第2条につきましては、12月の勤勉手当を0.1カ月引き上げ、0.95とするものとなっております。再任用職員の規定につきましては、第18条の7の6号で規定しておりますとおり、0.05月引き上げ、0.45月となっております。こちらの適用も平成29年12月1日からの適用となっております。

続きまして、第3条関連でございます。第3条では第2条で引き上げました12月の勤勉手当を6月と12月それぞれ0.05月ずつ引き上げ、0.90月に、再任用職員の勤勉手当は0.425月とするものでございます。これによりまして、年間の支給月数が1.8月となります。

適用につきましては、平成30年4月1日から適用となっております。以上、説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、この第37号議案について、ちょっとお聞きしたいんですけども、第1条関連について第18条の7、これ、初めは文字の訂正だと思うんです。これが一応訂正されているんですが、この中で笠置町職員というあれになってきますと、例えば文字の訂正で改めるとしたら、同条例、笠置町職員給料、第6条の3とか第17条、第18条の5とかは改めないのか。これは、ただ同じようなのがあって、「従って」というような言葉を使っているんですが、この条文だけ改定ということになるんですが、これは発注時のときに原稿を間違っていたのか、それとも納品されたときにこういうふうになっていたのかということで、もう少し、今後のやり方とかそういう面についてちょっと参考でお聞きしたい。うちが出す原稿が間違っていたのか、それとも印刷屋がこの号数を間違えたのか。

それと、今これはこれでいいんですよ、私はこれ賛成なんですけれども、今言うたように、同じように笠置町の条例改正で第18条の7だけじゃなしに、言いましたように第6条とか第17条とか、同じ近くで第18条の5なんかもあるんです。なぜこれ見たついでに訂正をされないのか、改められないのか。そういう点ちょっと疑問に思いましたので、一応質問さ

せてもらいました。

それと同時に、これが議会で可決されますと、町の例規集にいつ丁合いされるのか、その日数は何日ぐらいかかるのか、参考にお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員が御指摘いただきました文字の修正でございますが、誤植でもありませんし、こちらの間違いでもなく、条例が作成された昭和30年ごろ当時は、こういう記載となっておりました。それを順次条例の改正に合わせて実施していくということで、今回は第18条の7の部分を修正させていただいております。例規集全て一括にということはなかなか業者ともできなくなってきておりましたので、条例提案する都度、気づいた部分だけ訂正させていただいているところになっております。

それから、この改正を議決いただいてから例規集の冊子として御提供させていただけるのは大体二、三カ月後ぐらいになってきております。今、9月議会の分がまだお手元の差しかえできていないと思いますが、年明けくらいには修正させていただけると思っております。今回の12月議会につきましても、できれば3月議会に間に合わせる形で業者のほうにはお願いしたいと思っておりますが、こちらの提出時期であったり年度末等、業者との協議、打ち合わせの中でずれる場合もございますので、ちょっと日数は二、三カ月程度ということで御了承いただければ幸いです。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第38号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第38号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ5,756万6,000円を増額し、歳入歳出総額を14億8,456万2,000円とするものでございます。主な事業の内容は、地方創生推進交付金にかかわる事業費として総額1,515万円、（仮称）紡ぎの館の整備にかかわる事業費として250万4,000円、給与条例等の改正に伴う人件費の増額分を計上しております。財源は国庫及び府支出金や地方交付税を充当しております。御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第38号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件につきまして御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長からの説明がありましたとおり5,756万6,000円を追加いたしまして14億8,456万2,000円とするものでございます。

それでは、私のほうからは歳入と総務財政課及び企画観光課所管の歳出について説明させていただきます。

まず9ページをお願いいたします。9ページ、歳入でございます。

10款地方交付税は、普通交付税といたしまして3,456万2,000円を増額させていただきます。

続いて、13款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金といたしまして民生費国庫負担金が42万3,000円を増額し、2,466万円となっております。障害者自立支援給付事業の国庫負担分及び児童手当の国庫負担分として、それぞれ計上させていただきます。

続いて、2項の国庫補助金につきましては、総務管理費補助金といたしまして763万3,000円を計上いたしております。番号制度システムの整備補助金といたしまして5万8,000円、また地方創生に関連いたしまして推進交付金事業に対して2分の1の282万5,000円と、拠点整備交付金といたしまして事業費の2分の1、475万円を

計上させていただいております。

下段14款府支出金、1項府負担金におきましては、先ほど国庫負担金でもありましており、障害者自立支援医療給付事業の府負担分と児童手当の府負担分を計上させていただいて15万9,000円を増額としております。

10ページ中段の2項府補助金でございます。こちらは民生費府補助金で、民生委員の活動費と障害者自立支援特別対策事業費補助金といたしまして総額15万4,000円を増額計上いたしております。

衛生費府補助金の170万円につきましては、産学公連携健康推進プラットフォーム事業といたしまして事業費の補助が確定いたしましたので、計上させていただいております。

農林水産業費府補助金は、広域有害鳥獣の捕獲事業といたしまして委託補助金で事業費全額28万円が予算計上させていただいております。

下、3項委託金につきましては、平成30年度に実施されます住宅土地統計調査の準備委託金といたしまして1万9,000円を増額させていただいております。

下段16款の寄附金でございますが、9月以降、ふるさと納税といたしまして寄附いただきました4件84万7,000円を指定寄附金として計上させていただいております。

続いて、ページめくっていただきまして11ページ上段、繰入金につきましては、高度情報ネットワークの宅内工事町負担分といたしまして事業費に充当するため、17万6,000円を増額とさせていただいております。

18款繰越金につきましては、財源留保としていましたものを財源不足分補うために914万円を計上いたしております。

19款諸収入につきましては雑入でございますが、相楽東部広域連合と京都地方税機構派遣職員、どちらも派遣職員に係る人件費の増減と、森林整備地域活動支援交付金の返還がございますので、その分を計上させていただき247万3,000円を増額となっております。

以上、歳入の説明となります。

続きまして、12ページ以降の歳出の部分につきましては、それぞれの款におけます給料、職員手当、共済費、それから負担金補助の共済事務費等につきましては、給与改定、それから人事異動に伴います人件費に係るものですので、各項目での説明は割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。こちらは一般管理費の中で

賃金8万5,000円につきましては、台風21号の被害によりJR関西線が不通となっておりました間、笠置と加茂間の臨時バスの町バス運行をいたしましたその運転手の賃金の増額となっております。

委託料につきましては、庁内機関、出先機関に当たります笠置会館や保育所等のウイルス対策を実施するためのシステム構築費となっております。12万9,000円を計上いたしております。

負担金補助及び交付金におきましては、TRY-Xシステム負担金といたしまして法制度改正分で47万6,000円、下、マイナンバーの負担金というものは、J-LISといたしまして地方公共団体情報システム機構に対しまして、中間サーバーの利用負担金が発生しておりますので、97万7,000円を計上いたしております。

戻りましてすみません。相楽東部広域連合負担金といたしましては、29年度分の不足分37万円を総務関連費といたしまして計上しております。

笠置中学校経費の南山城村連合支出負担金でございますが、笠置中学校の経費は全額一旦南山城村さんのほうが連合の負担をしていただいております。その28年度精算分といたしまして、笠置町が負担する分が681万7,000円となっていることで計上させていただきました。

3目財政管理費の84万7,000円は、先ほど歳入の説明もさせていただきましたとおり、ふるさと納税として御寄附いただきましたものを基金に積み立てるもので計上しております。財産管理費の役務費1万2,000円は、公用車の保険代として計上いたしました。

6目企画費でございます。委託料といたしまして950万円、次のページの工事請負費500万円、備品購入費50万円につきましては、地方創生の推進交付金事業と拠点整備交付金事業を計上いたしております。委託料につきましては、28年度からの継続となります推進交付金の2年度目の事業といたしまして、コミュニティ創造事業と笠置よみがえり物語をそれぞれ計上しております。また、笠置CCRC事業といたしまして基本構想の作成委託として400万円を計上しております。工事請負費、備品につきましては、拠点整備交付金として古民家再生事業に充当するために計上いたしております。

9目通信施設管理費は宅内工事費の負担分といたしまして17万6,000円を計上しております。

続いて次のページ、15ページ下段をお願いいたします。

総務費の5項統計調査費でございます。歳入でも説明いたしましたとおり、30年度の住

宅土地統計調査の準備費といたしまして2万1,000円を計上いたしております。

続いて、ページ飛びまして20ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費でございます。賃金14万8,000円、役務費30万4,000円、次のページ移りまして、使用料及び賃借料で6万1,000円を計上しておりますが、こちらは8月の台風18号により笠置大橋上流部に流木等漂着いたしました、その除去に係る経費といたしまして計上させていただいております。

21ページの負担金補助及び交付金の観光笠置への補助金400万円でございますが、こちらは10月の台風21号により笠置大橋下流部分、河川敷等のキャンプ場に利用している部分が冠水いたしました、整地の費用が発生しております。これに対する補助金といたしまして400万円を計上させていただいております。

4目産業振興会館費でございますが、10月以降、産業振興会館の管理に臨時職員を2人体制としておりますので、そのアルバイト賃金の不足分60万7,000円の計上と、需用費といたしましては、2階ホールの電動椅子が11月に動かなくなりましたので、その修繕費用といたしまして26万4,000円を計上いたしました。

最後22ページでございます。

消防費でございます。常備消防の1万3,000円は相楽中部消防組合の分担金、平成29年度分の増額分が1万3,000円としております。非常備消防費につきましては、報酬は団員の増加に伴いまして報酬を4万3,000円、旅費につきましては自治体消防70周年式典への職員・団員派遣に伴う旅費の増額で9万4,000円を計上しております。

以上、総務財政課と企画観光課関連の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、保健福祉課の関連します歳出予算につきまして御説明申し上げます。

ページのほうは16ページの下段のほうになります。

款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費、12節、13節でございます。まず12節につきましては、今年度策定いたします障害福祉計画に係りますアンケート調査の計画の内容がはっきりしましたので、それに伴います通信運搬費、それから本庁舎とは別の、期間を過ぎた公文書がございます。医療関係あるいはケアマネ関係の公文書が膨大にございまして、その焼却手数料というふうなところで24万7,000円。それから委託料につきましては障害者の更正医療審査事務と、それから紡ぎの館の施工監理につきまして不足額が生じまし

たので、合わせて279万8,000円の計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、17ページ、15節でございます。282万7,000円、その内訳につきましては、高度情報ネットワーク整備、それから電話回線移設工事につきましては、これは笠置町が実施する、今、建設しております紡ぎの館の関連工事の外側の工事でございます。

(仮称)紡ぎの館整備事業の250万4,000円につきましては、これは新築工事に現在お認めいただいた中で着手させていただいているところでございますが、現在着手、施工しております建物の多目的ホールに野外デッキを追加する、それから、笠置いこいの館との連携道路の整備を新たに追加するものでございます。この件につきまして、簡単ではございますが若干説明をつけ加えさせていただきたいと思っております。

この野外デッキにつきましては、当初の申請でもともと計画しているところでございまして、本年度9月に算出された実施設計の積算額と、それからお認めいただいていた28年度の明許繰越予算との調整によって、その時点でやむなく野外デッキを断念して事業執行させていただいたところですので。その時点では9月末試算上と、それから入札執行等の事務の中で、財政調整等も含めて補正予算計上のいとまがなかったというような事実でございます。変更経緯につきましては、京都府等と継続して協議検討、現在もさせていただいておりますが、今回のこの工事の変更につきましては、笠置いこいの館、当初から目的としていたころから可能な限り努力してくださいというふうなところで、追加整備を計画するに至ったところでございます。

この本工事の追加工事により、当初の重要な目的の一つというのをちょっと御説明させていただきたいんですが、この施設は当然、多機能・多世代施設ということで御承知いただいておりますが、その大きな目的の中に健康づくり・介護予防事業というのがございます。この充実と効果的な活用によって医療費の削減をすると、これが抑制をする。削減、抑制というのは言葉ではなかなか御理解いただけないかと思うんですが、また説明の機会ありましたら概要ぐらいは御説明させていただくところでございますが、膨大なこれから上がってくる医療費を抑制するというのは、地方創生の事業としましても、当然、外から呼び込む若者定住というのも、これも重要な施策でございますが、医療費の削減についても大きな目的である。その目的を達成するための本追加工事であるというふうなところで、御理解いただきたいというように考えております。

それでは続きまして、17ページの19節に2万6,000円でございますが、このうち民生・児童委員活動費につきましては、国のほうで追加、活動費に対して補助がございましたの

で、10分の10の3万円を見させていただいております。

20節では自立支援医療給付費、更生医療です。簡単に言いますと糖尿病、人工透析というような方が笠置町では多くございまして、若干ふえた中で71万4,000円。

それから、23節で、これは28年度の国庫補助の返還金でございます。25万2,000円を見させていただいておりますというところでございます。

それから、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費48万1,000円を計上させていただいております。需用費で光熱水費の不足分、それからトイレ故障しまして、急遽修繕料5万円を見させていただいております。扶助費としまして、当初見込んでいた児童手当の区分変更あるいは転入等でふえた分の補正27万5,000円を見させていただいたというふうなところでございます。

それから、18ページにまいりまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、19ページに続きますが、この中で165万4,000円を追加補正を計上させていただいております。これは、総務財政課長のほうから歳入でも若干触れていただきましたが、10分の10補助で170万円の事業費をここに充当しております。歳出が若干少ないですが、この分については既存予算に振りかえ充当していただくというふうなところでございます。

これは、主に健康プラットフォーム産学公連携事業ということで各節に振り分けてございますが、何を目的にすべきというのを若干御説明申し上げますと、先ほども紡ぎの館のところで御説明申し上げましたが、医療費というのは毎年笠置町では平均以上に高うございまして上昇もしております。その原因の一つに特定健診の受診率が府下一番低うございまして、それに伴って1人当たりの医療費が国保のほうでは府下断トツでございます。この因果関係につきましては、この事業で検証もし、あるいはこれからどういう形で解消していくかというのをこのプラットフォーム事業で実践していくという事業でございます。28年度もこの前段の事業をしております、本年度で実践段階まで持っていこうとする事業でございます。1つの目玉の事業としては、来年2月—3月になるかもしれませんが、モデル事業を実施して、それを今後継続的に実施していく。去年実施させていただいた健康キャラバン事業を拡充させていただいたような事業展開をこの事業で実施しようというものでございます。

19ページにわたりまして、上段までの説明でございます。

保健福祉課といたしましては、以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出につきまして御説明いたします。

20ページをごらんください。

5款農林水産業費、林業費、林業振興費、11節需用費で7,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、山城地域広域有害鳥獣捕獲事業にかかわる事務消耗品費で委託事業分として補助対象になっているものでございます。7,000円の増額補正を行っております。

次に、13節委託料で27万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、先ほどの需用費と同様に山城地域広域有害鳥獣捕獲事業実施にかかわる事業費で、京都府から笠置町を経由し、京都府相楽郡支部猟友会に事業の実施を委託するものでございまして、事務費と合わせて京都府から28万円の委託補助事業となっております。

次に、23節償還金利子及び割引料で258万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、森林整備地域活動支援交付金の返還金でございまして、森林整備地域活動支援交付金の交付対象者が交付要件を満たすことができなかつたため、町に対し交付金の返還申し出がありましたので、町を経由して京都府に返還支出するために歳出予算を計上するものでございます。なお、返還対象となる交付金は25年度分から27年度分までの3カ年分でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、17ページの紡ぎの館の整備事業、いろいろ説明していただきましたけれども、これ、ことしの10月27日に工事請負の関係で1億3,000万円、わざわざこの定例議会じゃなしに臨時会を開いてやったわけなんですけれども、なぜこの1カ月余りでこういった形に予算が出てくるのか、私には不思議でたまりません。当初からこのときに、10月27日に提出された中で、なぜこれ入ってないのか。先ほどちょっといろいろおっしゃっていましたが、なぜ入ってないのか。

というのは、やはり行政というのは10年、20年先とか、単に1カ月余りでぼんと出てくること自体が私は不思議でなりません。よその議会でも、よその市町村でもそういうことをやっているかどうかわかりませんが、こういったことはやめていただきたい。どうですか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員御質問の件について御回答させていただきます。

先ほど会計のときに御説明申し上げましたとおりでございますが、この予算というのは28年度明許繰越予算で議決いただいた予算を29年度に執行させていただいている。その積算額が上がってきたのが9月でございます。その調整と、それからこの事業を執行可能な期間を考慮しますと、その時点で実施設計のほうを見直すしかなかったというのが時期的なスパンの現実でございました。当然、当初の設計の中には、去年の5月ぐらいに国に申請している設計書等を御提示申し上げ、野外デッキというのはそこには計上されていたところでございますが、そういう経過の中でやむなく断念せざるを得なかったというふうなところでございます。

その9月補正には当然間に合うこともできませんので、今回これは当初計画していた効果等々、財源は現在一般財源ではございますが、貴重な財源を効果的にこの紡ぎの館に使わせていただくというふうなところの財政調整あるいは京都府等との調整の中で、今回提案させていただいたというふうなところでございます。簡単ではございますが、回答とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それと、いこいの館に行くコンクリート舗装です。これはやはりいこいの館の広場とか土ですわね。だから、ここだけコンクリート。この前、議会運営委員会でもそんな話出ていましたけれども、車がここを頻繁に通るわけです。そうするとここだけコンクリートで、この周りが土砂で、当然へこんだり、いろんなことになると思うんですよ。そうするとだんだんと、この広場というのがなくなってくると、私はそう思うんです。だから、なぜこのコンクリートをされるのか、私もちょっとわかりませんけれども、その辺の説明をいただけませんか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御指摘につきましては、議運の中でも、いこいと連携した、あるいは多目的広場と一体となった活用という中で、このデッキを整備するに当たって一緒に工事内容として計上させていただいたところでございます。安全につきましては、注意を促す明示等々を十分配慮して完成をさせていきたいと思っておりますし、両側は土でございますのでレベルでございます。そういう中でコンクリート舗装を計画させていただいたというところは、やは

りこれから車椅子あるいはベビーカー等々の御使用いただく中に当たって、恒久的な路面を提供できるのは、アスファルトですとやはり重みとか暑さとかいうので変形もしてまいりますが、ある程度耐久性のあるコンクリートという形で、レベルで計画させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

予算書の13ページにはコミュニティ創造事業ということで、地方創生関連の事業として上げられています。町から提示をいただいています資料によりますと、この中で御当地グルメの開発ということで100万円が計上されています。さらに予算書の14ページには、笠置よみがえり物語という事業名で計上されています。この中でも150万円かけて、失われた特産品の再生などいただいた資料にはあります。この御当地グルメの開発、こういった食材を念頭に置かれているのか、また、失われた特産品の再生というのはこういったものを想定されているのか、確認したいと思うんですけれども。

やっぱりこれ実際、地元の食材を使うとなれば、例えばお土産に開発したとして、売り上げがあれば、どれぐらい地元の経済効果があるのかとか、そういうことにもかかわってくるのかとか、そういうことにもかかわってくるというふうに思うんです。だから、この段階でぜひこういったことを想定されているのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

コミュニティ創造事業とよみがえり物語の中に入っております特産品開発であったり地元食材の活用であったりということですが、こちらのほう、昨日開催いたしました例えば鍋フェスタのときに来店いただいた方から御同意いただければ、そのレシピを使ってみるとか、そういう提供も考えております。また、地元食材といいましても、今なかなかこの時期ですので物は少ないと思いますが、駅でのコミュニティカフェステーションであったり、それから今実施しております京都信用金庫さんとのコミュニティバンクプロジェクトというものもございます。そういう方たちのお知恵をいただきながら、開発等に携われればと思っております。また、いこいの館とステーションさんのほうでは物販を今していただいているんですけれども、その包装紙やら紙袋等も笠置の御当地として、特産品だけではなく、そういうものからも入っていき、開発といいいますか、使用していただければというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

中身を確認したかったのは、1つは予算の立て方の根拠ということです。この食材費が幾らぐらいでとかいうことは全く示されていませんので、これが妥当なのかどうか検証するという点でも、やはり例えば地元食材ということであれば、これとこれとこれを想定していて、大体これぐらい食材費はかかるだろう。それから年間これぐらいの食品の開発をする機会を設けるので、大体これぐらい講師料とか派遣料とか等々かかるんじゃないかというふうな積算根拠が恐らくあるとは思いますが、そのあたりがはっきりしないなということで確認をしているんですけれども。

というのは、以前からの地方創生の関係で、例えば蜂蜜を開発するということがされたと思うんですが、結果、ちょっとどうなったのかと。私自身も産業振興会館で一度購入してみようかと思ったわけですが、そのときには産業振興会館には販売していなかったということがありまして、やはりせっかく税金を使っての事業なので、そういった計画を今の段階から、ある程度まで詰めていないと、また同じことが繰り返されるのではないかと、有効に使われないのではないかとというふうに思うんですが、議運の中でも着地点をしっかりとということを副町長のほうから発言がありましたけれども、要するにどういったものをどうして、そして着地点はどうかと、やはり今の段階で、ある程度見定めていないと、とにかく始めましたではいけないのではないかと。なので、その点についてちょっときちっと説明をいただきたいと思っておりますので、再度きちっとした答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、要求額といたしまして、委託料として上げさせていただいております。正直、原材料費が幾らでというところまでの細かい積算はできておりません。ただ、こういうものをさせていただく場合に、最低、講師代あるいは材料費等が必要だろうということで、概算ということで計上させていただき、不用額が出た場合には戻すというふうに考えさせていただきたいと思っております。

それから、地元の食材といたしまして、どのようなものを考えているのかでございますが、まず特産品と申しますのは、当然、食に関する特産品、メニューというものでございます。現在、地元において食材として活用できるものの品目が大変少ないというのが現状でございます。

ます。例えば、鳥肉であったりキジ肉であったりシイタケであったりキクラゲであったりというもろもろのものがございます。そういったものを当然活用させていただきますが、場合によっては、実はこういったものを地元としてはつくっているんだ、あるいはまたつくろうとしている試験的なものがあるんだというものがあれば、積極的にそういったものを活用させていただきますたいと。

そのために地元の、例えば旅館を営んでいらっしゃる方、飲食業を営んでいらっしゃる方、そして、現在、先ほど総務財政課長が申し上げましたように、京都信用金庫の職員が笠置町に入ってきていただいている、また、いろんな方々がキャンプ場に入ってきていただいている、そういったところへの食材の提供や御意見等も踏まえながら、どういうふうなメニューが最終的に笠置として提供できるのかといったところを、提供側の視点も踏まえてさせていただくことにより着地点が見えてくると、そのように考えております。

特産品に関しましては、これは食というものだけにこだわっておりません。例えば、風鈴で、夏になりますと駅に見事な風鈴が飾られます。その中で、かつて笠置でお土産として売られていた解脱の鐘の風鈴があるというふうに聞いております。現在販売されておられません。笠置の駅で「この風鈴いいね」というふうに言っていただいて「買えるんですか」というお声も聞くことはございますが、残念ながらお土産としてないというのが現状でございます。そういったものをもう一度掘り起こしさせていただきながら、お土産品としてお買い求めいただける、食に限らずそういった品物として提供できるもの、またパッケージとしてお持ち帰りいただくときに、これ笠置のお土産なんだねということをお大勢の方々にごらんいただけるようなパッケージの工夫等をさせていただき、提供できたらというふうを考えております。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

もともと町というのは、住民の福祉向上というのが一番主要な責務だというふうに思うんですね。ところが観光ということになると、正直、商売という面が入ってきてかなり難しい面があると。もうかるか、もうからないかわからないものに税金を投入していいのかということが非常に問われてくると思うんですけれども、この特産品の開発等々というのは、要するにもうけなきゃいけないと考えているのか、PR的な意味としてやられているのか、それによって差は出てくると思うんです。

今、言われたように、もし、もうけるとすれば具体的な何を売るかというものも市場調査

も含めてされて、これならいけるということで設定しなければ、結局ただつくりました、ただお土産として置きました、これで完了という事業なのかそうでないのか、そのあたりのことともかかわってくるというふうに思うんです。

これまでの事業も基本的には、やりっ放しだったのではないかなというふうには考えるわけですがけれども、やはりこの事業の結果の検証ということも考えていくと、しっかりとした目標とか位置づけとかをしていないと、何をもうまくいったのか、うまくいっていないのかというのが、やって開発しました、それが成果ですというのであれば、それが成果になりますから、やっぱり位置づけをきちっとしていただきたいなというふうに思うんです。本当に住民のためになるのかどうか、その点、ちょっともう一度きちっと答弁お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方創生に関しましては、笠置創生委員会、ことしの8月末に開催させていただきました中に、28年度の事業の報告をさせていただきました。その中でも大変厳しい御意見をいただき、そして、議会のほうからもさまざまな厳しい御指摘もいただき、さらに監査のほうからもいろいろ御意見もいただいております。

そういったことを踏まえていながら考えますと、やはり29年度の事業というものは、28年度の成果と課題といったものをしっかり踏まえながらやっていかなければならない。例えば、28年度でもやった特産品の開発、一体どうなっているのか見えないじゃないか、おっしゃるとおりでございます。そういったものがなぜ定着しなかったのかということも検証させていただきながら、今回の事業、最低これぐらいはできるだろうというところで、必要最小限のところから事業化というものを持っていきたいという思いがございます。

なぜ、定着されなかったのかというのは、私なりの想像するところなんですけど、やはりそういうものが市場に受けるのかどうかという物づくりの発想でいきますと、マーケットインという発想になると思うんですけれども、そういったところと生産するこちらの地元とが連携できているかどうかというところがやはり非常に大事なところではなかったかなというふうに考えておまして、そういう反省点を踏まえながら、お客様の動向をよく知っておられる事業者の方に今回は多く参画いただきながら着地点を求め、利益がどう出るかというのはやはりなかなか当初厳しいものがあるかも知れませんが、そういったものが開発され提供されているといったことを積極的に発信させていただくことにより、多くの方々が

知り、多くの方々の口に入り、多くの方々の手にとっていただけるような状況をぜひつくらせていただきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

総務管理費、14ページですね、笠置CCRC事業・基本構想作成ということですが、移住・定住もままならないのに、また新しいこういう移住関連の事業を始めるということに対してどう思っておられるのか、素直に聞きたいですね。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御意見でございます。移住・定住がなかなか進まない状況が笠置にあるのではないかとということでございます。

御指摘のとおり、笠置における移住・定住というのがなかなか進まないという現状がありまして、原因はいろいろあるんだろうと思いますけれども、やはり移住・定住を進めるための環境整備といったようなものが地元として十分できていないというようなことがあるんだろうと思います。

今回のCCRCに関しましては、移住・定住のコーディネーターといたしまして、一定リタイアメントされたアクティブシニア層に対して移住・定住を呼びかけていく、そういったための調査費ということで計上をさせていただいております。当然、移住・定住に関しまして年齢を設けるとか、そういった制限を設けるということにはございませんので、多くの方々にやはり移住・定住していただきたい。そして、現在、移住・定住のコーディネーターとして御活躍をいただいている方々、京都府の取り組み、東部未来づくりセンターとの取り組みと、十分連携もさせていただきながら、このような取り組みをさせていただきたいと思っております。一定のコアになるような方々にはぜひ来ていただき、そういった方々が求心力となり、さらに移住・定住の方々を呼び込めるように戦略的なアプローチができればというふうには考えております。ぜひ、連携をとらせていただきながら取り組みを進めたいと、そういうふうには考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の保健業務の視点からのCCRCをちょっと御説明申し上げます。

今、副町長のほうから御説明あったとおりでございますが、保健福祉の視点から見れば、このCCRC、いわゆるリタイアされた方の共同体をつくる、ケアコンティニューイングとい

う補助をし続けられる、扶助し続けられるような社会づくりを計画していく。これはもとをただせば、今、2年前から介護・医療連携、これは包括ケアネットワークというのをこの相楽郡内で計画しておりまして、本年度2年目、それから30年度に本実施に向けて、今、相楽の医師会、それから包括、それから事業所をくるんで、どういう住民にそういう全ての医療、介護をトータル的にケアしていくのか。来年度から実施に向けてやっております。その関連として、笠置町独自のそのCCRCにつなげていくような構想になるものというふうに確信しております。

ちょっと視点変わった見方での答弁になりますが、そういう構想を笠置町でつくり上げていくというふうなところを策定していくというふうなところで説明させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

CCRC、もともとアメリカでできた制度だと僕の中で認識しているんですけども、それが本当にこの小さい町の笠置町にどれだけ見合うのか、どこまで参事が今おっしゃった確信を持たれているのか。逆に言えば、確信を持たれているのであればデメリットも当然理解されているということだと思いますけれども、じゃ、笠置にCCRCが導入されれば、何がよくなって、何がデメリットとして懸念はあるのかというところまでは出ているんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

坂本議員に御質問いただいたメリット、デメリットでございます。

メリットにつきましては、笠置にない資源が住民に与えられるというふうなところが大きなメリットであろうと思います。当然、医療資源は笠置は少のうございます。そういうところが全体的に連携をとって住民に提供する機会がふえるというふうなところは大きなメリットであります。

デメリットにつきましては、やはりきめ細やかなというところが出てくることは想定できます。例えば無医地区、これは笠置、20年後、30年後わかりません。無医地区になったら、やはりその連携の中で派遣というふうな実態になることは十分想定できますが、じゃ、それはもう毎日来てもらえるものかどうか。その辺はやはり現実的な話になろうかと思いますので、その辺がデメリットの一つになるのかなというふうに思いますが、しかしながら、そうなっても最低限のそういう連携をとりながら、医療、介護を含め、住民のサービス提供

というのをネットワークで形成していくというのは、やはりやむを得ない、ベストじゃないですけども、やはりもうそこはベターの策に現実的にはなってくるのかなと。

この計画を策定したから、すぐにそれが実現できるかというところは、やはりどんな計画もそうでございますが、その中で実現性は種々選択していなければならないところがあると思います。全部実現すれば、それはもう膨大な費用になりますので、その辺は慎重に実施していかなければならないと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 少し補足をさせていただきたいと思っております。

CCRCというのはアメリカであったり、また首都圏であったりというところで盛んに言われているわけですけども、笠置にとってこのCCRCという言葉がそのまま当てはまるのかということが、やはり我々としてもなじみがないというのが一つは印象としてございます。

ただ、何もかもが公的な負担といいますか、支出で賄うことがないように、民間の資本の導入でありますとか、多くの意味ではボランティアの方々の活動の範囲を広げるとか、そういったことによって、こういう小さな町のコミュニティーといったものを、よりアクティブシニアの方々によって活性化させていきたいという思いがございます。例えば、メリット、デメリットという観点からいきますと、単にこれは調査を行うということだけではなく、どのような医療福祉関係、あるいは高齢者コミュニティー関係の民間の資本、あるいは民間事業者の参入が今後可能なのかどうかといったような視点で我々も調査をさせていただき、笠置に今後必要となるであろうそういう福祉的・医療的観点のさまざまな民間団体、民間企業、民間施設といったものが誘導できるように、仕組みづくりを含めたそういう取り組みを考えていきたいと、そのように思っております。

以上、補足でございます。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

ともかくにも400万円というお金がまた地方創生によって使われると。28年度の予算にも、たしか空き家の調査とかストックどうのこうのお金で670万円ぐらいのお金が投下されたかと思えます。これがどう町に生きたのかというのが、僕を含む住民さんも余り理解されていないと思えます。そういうふうなお金の使い方にまたなるのではないかと懸念が大きく思われるわけです。

それがまたコミュニティ創造事業にしてもそうですし、笠置よみがえり物語、そういうふうな何かとってつけたような名前の事業がたくさんありますけれども、僕の中で、もう笠置はいつ死んだのかと、なぜよみがえりなのかと思うぐらいのことですよ。なぜ町の間が元気に生きているのに、何をよみがえらすんやと。僕は、これ、生きている住民をばかにしているのかなと思っているんですよ。そういうふうなところからも、地方創生というものがやはり深い闇があるようにしか思えないことが多いんですよ。

続いて質問しますけれども、古民家再生事業についても、これで何軒目ですかと。今までつくられたコミュニティは、どうやって活用されているんですかというふうなことをちょっとお聞きしたい。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御指摘、御質問でございます。

笠置は決して死んでおりません。そして、よみがえるというよりは、ネーミングがこういうふうにつけられているというのは非常にいろんな意味があるんだろうと思いますけれども、よりこれまで潜在的であったものを活性化させて、目に見える形にしていこうじゃないかという1つの意思表示なんだろうと思います。ネーミングその他に関しましては、アウトプットのときに、より住民の皆様にはわかりやすいような工夫をまたさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

拠点施設、古民家の再生でございますが、これまで本年度、常任委員会のほうで、昨年度の事業の結果について現場を見ていただきました。大変厳しい御指摘をいただき、改修場所であったり活用の方法であったりといったようなことで御指摘をいただき、順次そういったことに取り組みさせていただいております。

一方、活用に関しましては、現在のところ、例えばサテライトオフィスであれば民間企業の方の試験的な入居、大学あるいは専門学校による試験的な活用、地元団体による試験的な活用を踏まえまして、実際に御利用いただいた方々の視点から、何がそこに足りないのかといったようなところを補いながら、順次本格的にそこが使えるような状況にしていきたいと考えております。既に何度かそういう試験的にお入りいただいた方々からも、椅子やテーブルあるいは事務機器に関し、また、食事をする場合の場所の問題や駅からの距離などなどいろいろと御意見もいただいており、そういったものをやはり整備していきながら、28年度の事業に生きるようにしたいと考えております。

今回、取り組みさせていただくところに関しましては、余り大きな改修といたしますか、そ

ういったものは考えておらず、古民家の再生といいましても必要最小限のことをさせていただき、現在、企業の研修等で大変興味を持っておられる団体に御利用いただく、あるいは観光プロモーションで教育旅行の方々に、現在プロモーションをさせていただいておりますので、そういう笠置の古い暮らしの体験でありますとか、そこに集められた民具等を見ていただくことによって、教育旅行の方々やふるさと学習に活用いただけるような、そういったものにしていきたいというふうに考えております。

それほど期間もございませんので、そう大きなことはできませんけれども、28年度に取り組んだ非常に反省と教訓といいますか、そういったものを踏まえさせていただきながら、28年度のはより利用できるような形にさせていただき、情報発信をし、今年度取り組みさせていただくものにつきましては、ある程度、御利用いただく方を想定して、必要最小限のことをさせていただくと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

地方創生の関係で私はちょっと質問させてもらいたいんですけども、今、向出議員、坂本議員から両方意見が出ていますけれども、そのとおりや思います。これ、私も一般質問のほうでも一応質問させてもらうように、きょう提出しておりますけれども。

先日、議運の中で説明されました地方創生の資料、この中で確かにうまく書かれています。確実に12月以降での事業実施で成果が出るものに絞り込んでやっていくんやということも書かれて、それで1,500万円の補正が要求されておるといことなんですけども、次のページに移りまして、おのあの事業名が書かれていますけれども、これ全部、コミュニティ関係、それからよみがえり物語、この辺は全部委託料ということで上げておられます。これ、実際やっていくのは推進団体が、何か笠置インパクトとかアクティブシニアチームとか、今、説明あったけれども、どういう形で委託契約をされて、企画観光課のほうで発注されて契約されてやっていくのか。これどういうやり方をやっていくんですか。

団体に補助金を、100万円やったら100万円というものを提示して、この中で特産品やったら5品目を何かつくってくれと、調査してくれというようなことでやられるのか。これ、やり方はどういうやり方でやろうとされているのか、答弁してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

委託料というのは大変、ある意味便利なようでわかりにくい予算費目でございます、

28年度の地方創生で多くの委託料として支払われた金額がございました。それらの成果がどうであったのかといったことも、また厳しく御指摘もいただいたところがございます。特定の業者にどかっと予算が渡り、どうなったかわからないというようなことにならないように注意をしていく、それは今年度の教訓として、しっかりと踏まえていきたいと思っております。

今回委託料として提示させていただく金額をどのようにお使いいただけるかに関しましては、できるだけ町内の方々にこのお金が回るような仕組みを考えさせていただきたいと。具体的に、実務的にはどうするかはこれからの検討なんですけど、公募をかけさせていただきながら、町内の方々に参入いただける機会を設けるなど、こういう予算が単に委託料としてどこへ行ったのかわからないような予算ではなく、生きる予算、そして地元の方々にとって、次の展望が見えるような形にぜひさせていただきたいと思っておりますので、実務的にはそのように多くの方々にエントリーがいただけるような、そういう予算の使い方、あるいは事務的な手続を踏まえてさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今おっしゃられたけれども、28年度の監査の中ででもいろいろ指摘しました。そういうことからして、今おっしゃられたとおりなんですけれども、どういう形でこのお金を出すんですか。委託契約をやるのか、あるいはもう企画観光課のほうでいろいろやってもらうやつを、ボランティアというか、こういうアクティブシニアチームとか笠置インパクトチームの人に、一件一件何かやる時に幾らというような予算を渡してやってもらうのか、そこらちょっとはっきりしといてください。どういう使い道を今から考えていくというようなことでは、また28年度の二の舞を踏むことになりますよ、これ。

それと古民家再生事業、先ほど話が出ていましたけれども、これも旧植村邸を整備していくというようなことを書かれていますけれども、これは当初お試し住宅か何かにしようということやって計画していたけれども、あそこは急傾斜地とかなんとかでだめになったんでしょう、あそこ。その辺の答えはちゃんと出ておるんですか、これ。また550万円もかけてやっていけるんですか、これちゃんと。ここはもう無償譲渡を受けておられるのか。土地も建物も無償譲渡で受けられているんやったら、もう登記もちゃんとされているのかどうか。その辺はどうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の委託料をどういうふうに執行するのかということでございます。あくまで委託料は委託先のほうが仕様書に基づいて執行していただくということでございますので、その仕様書の中に、我々のほうの意図するところをしっかりと書かせていただいて、結果の検証もさせていただきたい。当然、途中途中の進行管理につきましても、委託先に任せるのではなく事務局のほうで、事務局といいますか役場のほうで進行管理をさせていただくということは当然でございます。任せっきりにしないということで、予算の使い方に関しましては仕様書どおり使われているのか、それが先ほど申し上げましたように、町内のいろんな方々の次の展望が開けるような予算に使われているのかどうか、そこはしっかりと委託先の進行を管理させていただきたいと思っております。

もう一点目の植村邸に関しましては、既に登記が終わっております。なお、御指摘のとおり急傾斜地によりまして、その后背地に関しましては大変危険であるということで、宿泊施設にはできないということで指導をいただいておりますので、日帰りの体験施設で新たに計画をし直したというようなことで経過を聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後1時10分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

質疑を続けます。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

先ほどの副町長の答弁で、結局、委託料。これ、委託契約をするということによろしいですね。はい、わかりました。ちゃんと契約書を交わしてもらって、あとの評価、検証もやってもらうようによろしくお願いします。

それから、もう一点、16ページの委託料で、設計・施工監理業務委託279万6,000円出ていますけれども、これ、先ほどの説明では何か不足分とかいう説明あったと思うんですけども、これはどういうことか、もう一度答弁願います。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、設計業務、これは実施設計でございますが、予算額756万円のうち入札結果によ

って581万9,000円という結果を得たわけでございます。予算額は756万円というのは実施設計と施工監理費を含んだ額でございます。その積算でございますが、29年度、国土交通省が発行しております新営予算単価、公共建設における積算単価を基準に組みさせていただいたところでございますが、入札結果が756万円のうち582万円という結果を得て、その残額と今回補正額合わせました額が施工監理で契約という額になっておるところでございます。施工監理につきましては450万円少々を計画してございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと、今の説明ちょっとわかりにくいんやけれども。当初の756万円の予算が設計、今回の紡ぎの館の施工監理業務ということで582万円で契約できたんですね。その差額をどうということですか。ちょっと今の説明、もう一回してください。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。再説明させていただきます。

施工監理業務の額につきましては、450万円少々を見込んでおります。その差額、予算の不足額を引きまして、今回の現年補正額が279万6,000円ということでございます。この額と明許繰越予算の残額と合わせた額の453万円少々が施工監理の業務委託料というふうな計画をしてございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） ちょっと今の件、全然わからへんけれども。これ、どういうことなんですか。もう設計管理というのは、契約できて、やってもらって、もう検収も切っているわけでしょう。それで足らんかったんですか、そのときに、その契約されるときに。足らんかった分を今何か出しているということになっているのか。これ、ちょっと言うてることが全然理解できないんやけれども。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

（「わかりやすく、かみ砕いてわかりやすく説明して下さい」と言う者あり）

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） すみません、再々説明させていただきます。

施工監理につきましては、設計業者である阿波設計事務所と当然、設計の絡みございます

ので、随意契約させていただいています。その額が453万6,000円という、これも入札という形になります。方法としては入札という形で設計させていただいて、見積もりとって決定させていただいたというふうな経過を経まして、その差額453万6,000円と繰り越した額が174万1,000円ほどでございますが、その差額の279万6,000円を今回、現年で補正させていただいたというふうな計算になります。

453万6,000円の契約額とそれから28年度の明許繰越予算で設計費として見ていた残額の174万1,000円ほどの差額を今回、現年で補正させていただいたというようなところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） そしたら、契約したときに足らんかったということですか、予算が。予算が足らんかったのに契約しているわけか、そしたら。それで今、補正でその差額の二百七十何万円を出すと、こういうことですか。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） お答えさせていただきます。

その時点では、全体事業費1億5,262万2,000円ございました。設計費としては今回の現年分を設計費としては食い込んでいたんですが、設計費としては食い込んでいたんですけれども、全体の事業費の中で賄っていたというふうなところでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

20ページの森林整備地域活動支援交付金返還金について、説明で交付要件を認められなかったためと出ていますが、どういう交付要件が認められなかったのかと、これは延長は出ていますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の返還、森林整備交付金の返還金でありますけれども、今回の返還に至った経緯といいますのは、森林の整備の効率化を図るために森林を集約化し、間伐の同意を得て、森林経営計画などを作成する地域活動を支援する交付金制度におきまして、所有者の間伐同意を得た森林は翌年度までに間伐をするというのが要件であります。そのほかに森林経営計画を立てる、または測量を行うというような要件がございますが、その中で間伐要件というのがございまして、それをこの交付対象者はその交付金の交付要件、間伐要件を満たすことができませんでしたので、返還というようになりました。

それから、2つ目の質問で、続きといたしますか、この協定は継続されるのかという御質問ですけれども、29年、30年とさきの協定に引き続きまして、新たな協定といたしまして追加されたところがございます。なお、今回は間伐同意をとらないメニューでございまして、いたがいて、間伐要件はなく、翌年度までに経営計画をつくるということが要件となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。やっと何か当ててもらった感じですけども。

先ほど出ていました、午前中出ていました古民家の再生事業です。この件について、私も、二、三お聞きしたいと思います。

私もこの話が出てから、それまでもあの家を見に行ったら、見たというか、通ったりして、わざわざこの前も見に行きました。大変な館になっているというか、イノシシ、猿、それから瓦も落ちたりしているところがあります。後ろは見たら、イノシシの土砂が覆っております。中は入れませんから見ていませんけれども、あれで本当に古民家というのは、まず聞きたいんですけども、古民家とは何年ぐらいのことを古民家とおっしゃるんですか。私のイメージの古民家というのとまたちょっと違うんですけども、古民家というイメージと、それからそういったことに、これで確かにサテライトスタジオやって、それから伊佐治さん、それから・田邸、それみんな町が無償譲渡でもらっているんです。

そうすると、将来的に箱物ですよ。メンテナンスがもっとかかってくるんです。これだけ箱物を町がもらって、それでオーケーでいいんですか。私にはそれが後世の人に、紡ぎの館でも言いましたけれども、これだけ箱物があるのに、町でこれだけ箱物もらって、本当は言えば悪いけれども、言い方悪いですけども、持っている方が潰して更地にするのが本来の姿やと思うんです。だから、とりあえず、一応、今見ました古民家とはどういう定義というか、持っておられるのか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

定義といたしましても、50年以上がどうやとかというそういう定義ではないんですけども、今回、古民家再生事業として上げさせていただいたのは、地方創生の事業の中でそういう項目で上げさせていただいておりました。うちのほうで、先ほど大倉議員もおっしゃったように、御寄附いただいたものの中で該当してくるだろうと、あそこは移設もされ、古い農機具等もございますので、そこを日帰りの体験施設等に再生させようということで、事業名

をつけさせていただいたということです。国が何年以上は古民家やとか、そういう規定になっているということではございませんが、今のその軽量鉄骨であるとかそういうものじゃなく、例えばはりが見えているとか、そういうもので、ここは古民家として再生したら活用できるだろうということで、あそこを選ばせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、この家の再生というのは550万円で足るんですか。私も中に入っていませんから。それと、この家は築何年ですか。建ってから何年ですか。それと、当然もらうときには登記もされているから築何年とわかるはずですが。築何年ですか。それと、この家とか、先ほど言いました4件、これ・田邸でもまだブルーシートしています。ここは町長に聞いたら車3台とめられるとおっしゃった。・田邸のところは車とめるところないんです。私は協力隊の人に言ったら、素直に、今、車が全然クリアになっています。単車も今は自分でその家の前に置いておられます。だから、そういったこと、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

旧植村邸さんのほうは、移設後50年ということでお伺いしています。申しわけございません。登記簿等を確認しておりませんでしたので、築というところはちょっとわからなかったんですけども、登記につきましては、寄贈いただいたところは進めております。植村さんところも終了しておりますし、あと今、駅前整備にかかりまして、JRの駅前の登記、譲渡いただいた分の登記を進めておりますので、そことあわせて、あとの2件分については登記に今取りかかっております。

この前の議会運営委員会のときにも、車の駐車等言っていただきましたので、協力隊の方2人にはその旨で、御近所にトラブル、迷惑のかからないようにということで指導しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどから言っていますように、次々こういう無償譲渡もらうのはええんですけども、やはり自分らで、本当は自分で壊して更地にするのが一番いいんです。こういう古いのもらって、メンテナンスかかるところに箱物をもらって、本当に困るんです。特に今、植村さんところは、先ほど言いましたように裏山です。木が覆いかぶさっています。そうすると、落

ち葉とかといにかかってしまう。今ほとんど、といが落ちています。落ちた状態になっています。そういったように先ほど言いましたイノシシも土砂が落ちております。瓦も落ちています。それから瓦のずれているところもあります。そういうところで550万円、ほんまにこれでできるんですか。中、見ていないから。

この前おっしゃっていたんはトイレの合併浄化槽もやるとおっしゃっていたように思いますけれども、そんなんで550万円という金額で。あと、それこそよく言われている追加予算という、もう要らないとは思うだけけれども、しかし、いずれこれが10年なり20年なったら、どうせメンテナンスが必要なんです。中のといたか、エアコンとかやりかえなんかもわかりません、中入って。だから、そういった家をもうこれからもらうようにしてほしいです。笠置町がだんだん人口減って収入も減ってくる、そういうところの箱物というのはもう要りませんよ。

実際、伊佐治さんところ、今、使っていないでしょう。それから、先ほど出ていました東部の家のことも、サテライトも出ていましたけれども、あれ、たしか11月からちょっと明かりついたのを覚えていますけれども、本来なら4月から、事業やる場合は4月からやっばりやってするべきなんです。まだ家はほったらかしで、いつ入るんか、私ども見ていましたけれども、ただつくってそのままでは困るんです。本当にもっと正確性を持って、そのほかにもまだ家を云々という話も聞きましたけれども、そのことは言いませんけれども、やはりそういったもっと計画性を持って、ただもらったというだけじゃだめです。

それと、ついですけれども、・田邸のブルーシート、表は出ていないから、我々毎日見るんです。あそこの修理なんかもどうされるんですか。そういったこととか、修理には物すごくお金がかかってくるんです、これから。ぜひとも、こういう箱物はもうもらわないようにしていただきたい。確約できますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、お答えさせていただきます。

町といたしましても、活用できないものは、現段階ではもらうという、御寄附なり購入するという意思はございません。今後、町内のおうちもそうですし、土地もそうですし、管理ができないから寄附したいと申し出がある方は毎年何人かいらっしゃいますが、活用できないというところの土地もございます。ですので、そういうのはもう全てお断りをさせていただいているところです。

今回、27年度、28年度で御寄附いただいたところ、また購入したのもございますが、そちらにつきましては活用できるという判断のもと、御寄附の手続を進めさせていただいたことですので、御指摘いただいた活用、今できてないやないかという御指摘は御もつともなんですけれども、これから整備を進め、活用させていただきたいと思っております。

サテライトオフィスにつきましても、先ほどの事業の説明でもさせていただきましたように、順次、試験的に入っていただいて、どこが不足しているとかいう御指摘もいただいております。事業としても今後進めて活用できるように今考えておりますので。まだ、ほんまに動き出したところで、皆さんに御迷惑、御心配をおかけしているのは十分承知しておりますので、できるだけ早い時期に活用できるように、動かせるように進めていきたいと感じております。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員、今、御指摘いただきましたことに関してですけれども、町はむやみに箱物を譲渡してきていただいたものではございません。やはり計画性を持って譲渡をしていただきました。町がこういう地方創生の中で、拠点として活用していきたい、そういう目的に照らし合わせまして、そういうものを寄附していただいたとおりでございます。今後におきましては、町が計画しておりました拠点づくりは終了したと考えておりますので、今後はその拠点を有効に実利性あるような、そういうふうな活用に努力していきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 暫時休憩を求めます。というのは、先ほどの予算の補正の件ですけれども、どうも説明、納得できませんので、全員協議会か何かで説明していただけたらと思います。

議長（杉岡義信君） 今の西岡さんの暫時休憩し、全員協議会をするということに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。それでは、暫時休憩し、全員協議会を始めたいと思います。

休 憩 午後1時34分

再 開 午後2時35分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

質疑を続けます。質疑ありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

21 ページの観光笠置の補助金 400 万円、この件についてお聞きします。

議会運営委員会的时候には、観光笠置が 415 万円の見積もりという形でお聞きしました。もともとここは昔から笠置町の運動公園で、ここは水がよくつかうからそういう金もつけないからということで、向こうに運動公園をつくったわけです、運動公園。そういった経緯があるのに、これが何年かに一遍、つかうんです。今年度 1 回だけやったらいいんですけども、来年度もしつかうたら、また 300 万円、400 万円、お金が要るんかと。何か、こういうところにお金を使うということ自体が私はわからないと、もったいない。目に見えないところに、川に流される土 400 万円。

私は 25 年の、今の観光笠置になるまでに、決算書を前見せてもらって持っています。きのうも若干見ておったんですけども、大体、当時で平成 25 年の決算のを見ていましたら、1,500 万円のあれで、それと特別会計があるわけです。特別会計というのは、そういう予算でこういうことが、不利なことがあればそれを使うとは私は思っているんですけども、前の観光協会の会長はどういうふうに、多分そういうふうに使われたと思うんです。

だから、何で町が 400 万円も金を出されるのか、ちょっと私にはわからないんです。町にとって大きな金です。しかも形の残らない、水が出たら流される。それより先ほど出ました潜没橋のところにもっとお金をかけるとか。やっぱりかけるところがあると思うんです。これはもう観光笠置に任せたらいいんです。今、言いましたように、恐らく、今の決算知りませんよ、1 社になってからは。特別会計あると思うんです、わかりませんけれども。前の、25 年のやつ、決算見たらそういうことなんです。だから、そういうことで対応、今までの観光協会やっておられたと思うんです。こんな 400 万円も町民が本当に納得されるんかどうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一般社団法人観光笠置に対し、今回、21 号台風により、あのキャンプ場が大きな被害を受けたということでございます。そのための災害復旧に要する経費を町のほうで補助をさせていただきます。これに関しましては、契約をしております観光笠置と町との委託契約の中に災害時の対応ということがございまして、協議の上、復旧に向けた費用は補助対象とするということで、町が認めた場合はそういうことができるというふうになっておりますので、

基本的にはそういうことをさせていただくというのは契約の中にあるというのがベースになっております。

ただ今回、多額の経費を要しました。それから、土砂の流出だけでなく、建物の被害や設備の被害というふうに、大変大きな被害があそこで発生したわけでごさいます、町のほうで負担をさせていただきましたのは、土を入れた後、その土をならすのに必要な経費、機械を借りる、あるいはガードマン、あるいはそういったことに対応する人的な経費のみでごさいます、その総額が観光笠置のほうから業者見積もりとして出てきた金額のうち400万円を対応させていただきました。

なお、今回の台風は笠置も大変大きな被害を受けました。先ほど来、潜没橋のこともございます、府道のこともございます、大きな落石もございました。京都府のほうに対しまして、急ぎ22日に走らせていただきまして、キャンプ場も含め、災害復旧に最大限の支援をしてくださいというお願いをさせていただき、この状況に関しましては京都府知事まで届いております。その中で、京都府のほうには特別交付税として特段の措置をお願いしたいというふうに考えてございまして、それにつきましても、京都府に要望は既に出させていただいております。災害復旧に要した経費として、町が支出したということで、この400万円に関しましては特別交付税として措置をいただくよう、強く引き続きお願いをしまいたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

もしよければ、その契約書の中身をもしコピーいただければありがたいです。いいですか。コピーください。

それと、やはりこれがたまたま何年かに一遍やっぱりあるんです。だから、これ、毎年でもあれば、また同じこと繰り返しなんです。それが400万円になり、1年に300万円、400万円、1,000万円とか、すぐ飛んでしまいます。私はほんまに町民の方考えたらもったいないという、こういうところに。

あとは、例えば、我々もわかりませんが、そういうところに土入れんと、あとならすとか、そういう方法があるかわかりませんが、やはりそういったいろんな方法で考えていただきたいです。本当に土流されて400万円、これが来年、本当にまた同じような台風来たら、結局、それで400万円無駄になります。400万円以上のことです、それさっきつけた。だから、そういうことのないように、これからもっと観光笠置と協議してくだ

さい。町はこれだけ、それは府におっしゃっているけれども、結局それも税金です、やはり。だから、そういったことも思って、やっぱりやっていただきたい。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員御指摘のとおり、やはり災害がいつ起こるかわからないという中で、その規模も想定できない中で、結果として、大変多額の費用を要したということでございまして、これも京都府のほうから非常に目に見えない形での実は支援をいただいております、じゃその土砂はどうしたんだとか、土砂を運ぶダンプはどうしたんだというふうなところに関しましても、府当局の御支援、御配慮をいただきながらさせていただきました。本来ならば、総額、やはり1,000万円以上超えるような額が、ここの災害復旧に使われていたんだらうと思っておりますけれども、府のほうでも相当な御尽力をいただきました。

その急ぐ背景といたしましては、あの駐車場、いろいろと今回問題がありましたけれども、鍋—1グランプリのところで500台を収容しなきゃならないという緊急な状況もありましたので、急ぎ工事をさせていただき、観光笠置、京都府に大変な努力をいただいたということでもございます。

おっしゃるように、今後、では毎年こういうことが起こるのか、あるいは何年かに1回起こるのかということもあろうかと思えます。基本的には災害が起ったときには、観光笠置と協議はさせていただきますが、観光笠置とはそういったことも含めまして、さまざまなキャンプ場のあり方につきましては協議をさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今の答弁に対しまして、地方創生の中で河川敷のキャンプ場をどういうふうに改善していくかというようなテーマが、事業があったと思うんです。そういう中ででも、今回のこういうことの、先ほど大倉議員が申しましたけれども、あそこグラウンドが1メートル半か2メートルほど上がっておるんです、グラウンドに使っていたから。せやから、水が出ると必ず半分、北側は土砂が持っていかれるというのが起こり得るわけです。せやからあれを面一にして、自然の形にして残すとか。グラウンドじゃないんやから、別に高くする必要ないですよ。こっちと今キャンプ張っている場所と同じように面一にしてやったら、災害のあれが大分違うんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことも含めて、その地方創生の中でやっていってもらうのが本当の地方創生じゃないんですか。あれは、調査は何かいうこと

で何百万円か出しているけれども、どういうふうの結果が出ておるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度の地方創生の中では、木津川の河川敷のランドスケープということで調査をさせていただいたということでございまして、あくまでどういう利活用が図れるかということを一、さまざまなアイデア、あるいはポテンシャルがある中で絵を描いていただき、その実現がどう図れるかに関しましては、さまざまな、やはり許認可の部分では法規制の問題がありますので、全てができるというものではございません。ただ、あそこに描いていただいたものの中で、こういったものは活用できるんじゃないかと言われるものについては、やはり地方創生という立場から活用させていただきたいと考えております。

先般より申し上げておりますサウンディングによる民間事業者による一体的なマネジメントという中でも、実はああいったランドスケープの調査があるというのは活用させていただいておりまして、民間事業者がどういう反応をしていただくのか、我々も大変興味深く対応しているわけでございますけれども、法の規制といたしますか、あくまで私どもが占用許可を得ている部分というのは、なかなか現実、いろいろと厳しいというのが現状でございます。それ以外の部分も、実はあるわけございまして、そこをどうできるかについては、いろいろとアイデアがあった中を精査させていただいて、活用できるよう民間事業者と対応するときには十分活用させていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） あのキャンプ場のグラウンド、あれは南部区の土地やと思います、あれ。町が占用許可を受けてやっているけれども、河川敷という判定で。そやけど、土地自体は南部区やから観光笠置から南部区のほうへ借地料を払っているんじゃないですか。どうなっているんですか。観光笠置として、あれは南部区から借りているんじゃないんですか。その辺の管理はどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 今の土地の区分でございますけれども、正直、今どの土地がどちらの所有かというのに関しまして、手元に資料がございませんので明確なお答えはできませんが、確かにキャンプ場全体を見たときに私有地が一部あるということは確かでございます。ただ、占用許可を受けているところがどうであるかに関しましては、図面をもう一度見ないと確認できませんので、また確認をさせていただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

かつて町長も観光協会の役員をやられておられて、決算書も見ておられると思うんですけども、今言いましたような質問しましたけれども、それに関して何か答弁いただけますか。観光協会の会もやっておられて、決算書も当時見ておられると思います。今、西岡さん言われた土地なんかにも南部区も一部分あります。私有地も、それは上のほうであります。だから、そういった、だから観光笠置で長年やっておられたから知っておられると思うんで、そういう件、この400万円とか兼ねて答弁いただけますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 以前、私も観光笠置に入っておりました。一緒に活動しておった仲間たちでございます。

今回の災害におきまして、観光笠置におかれましては決算でたしか100万円でしたか、そういうのに緊急時に使えるような積み立てをされておりました。今回の災害におきまして甚大な被害を受けてしまったわけで、そのお金はグラウンド以外の施設のほうに使われたように聞いております。グラウンドにまでその資金を充当できなかった、そういう経過があったと思います。

先ほど来から、この400万円についての是非を問われております。私もそのように考えております。西岡議員が言われましたように、あそこもう自然に返してしまったらどうなん、そういうことも選択肢の一つにあるのかなと、私、初めてそういう思いを持った次第でございます。

これから、こういう緊急な場面におきましても、基本は観光笠置にやっていただくというのが、やはり基本かなと思いますし、その辺につきましては、これから観光笠置との協議を重ねてまいりたいと、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

2つお聞きしたいと思います。

1点につきましては、14ページの節の15です。この家屋の修理なんですけど、これ、一応やられますと、登記が絡んでくると思うんです。その登記に関して、持ち主または隣接している方、また、それを町として立ち会う3者で境界の立ち会いをされて登記されているのか、そういう境界の表示はどのようにやられているのか。

もう一点は、17ページの節の23、障害者事業補助金返還金という形で25万2,000円が出ていますが、これは一体、何件あったんですか。それだけちょっと報告ください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員からいただきました1点目の件、登記の件についてお答えさせていただきます。

御寄附いただいたときに1筆での御寄附でしたので、近隣の方の立ち会いはございませんでしたが、登記自体はその当方で済んでおります。土地建物につきまして、町のほうで嘱託登記という形で処理させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

自立支援給付費国庫負担金の過年度分ということで、予算のときに説明させていただいたところがございます。この内訳について、わかっている範囲でお答えさせていただきます。

28年度、障害者自立支援給付費国庫負担金確定額内訳書というのが都道府県から来ておまして、交付決定額が1,546万9,223円。それから、確定額が1,521万6,523円、差額が25万2,700円というふうなところでございまして、この内訳の人数については、手持ちの資料ではわからないところございまして、医療費の中の部分になる可能性もございますので、そこは御容赦いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本さん。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、一応、返答はもらったんですが、ここでお願いなんですけれども、登記される場合、こういう土地建物の場合の三者の立ち会いを現時点でやってもらわないと、後々境界で問題起こると思うんです。そういうところも加味して、やっていないところ、やっているところは結構ですが、やっていないところはそういう形で進んでもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

本案に対して、松本俊清君から修正の動議が提出されています。これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。松本俊清君。

7番（松本俊清君） 平成29年12月13日、笠置町議会議長 杉岡義信様、発議者 笠置町議会議員 松本俊清、議案第38号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議、上記の動機を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

皆様方に配付してあります資料を見てください。読み上げます。

議案第38号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案。

議案第38号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の一部を次のように修正する。

第1条中、14億8,456万2,000円を14億8,205万8,000円に改める。

第1表歳入歳出予算の補正の一部を次のように改める。

歳入、款、項、補正前の額、補正額、計、単位は千。款18繰越金、補正前の金額1,193万円、補正額914万円、これを663万6,000円。計2,107万円、これを1,856万6,000円。下段1繰越金1,193万円、補正額914万を663万6,000円に。計2,107万円を1,856万6,000円。歳入合計14億2,699万6,000円、補正額5,756万6,000円を5,506万2,000円、計14億8,456万2,000円を14億8,205万8,000円。

歳出、款、項、補正前の額、補正額、計。3款民生費、上段3億2,815万円、補正額240万8,000円を△9万6,000円、3億3,055万8,000円を3億2,805万4,000円、下段1項社会福祉費2億8,209万8,000円を補正額167万3,000円、△83万1,000円、計2億8,377万1,000円を2億8,126万7,000円。歳出合計14億2,699万6,000円、補正額5,756万6,000円を5,506万2,000円、計14億8,456万2,000円を14億8,205万8,000円に改める。

次、議案第38号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第7号）説明書、歳入歳出予算事項別明細書。

1. 総括、単位1,000円、款、補正前の額、補正額、計。18款繰越金、補正前の額1,193万円、補正額914万円を663万6,000円に、計2,107万円、を1,856万6,000円。歳入合計14億2,699万6,000円、補正額5,756万6,000円を5,506万2,000円、計14億8,456万2,000円を14億8,205万8,000円に改める。

歳出、単位1,000円、款、補正前の額、補正額、計。本年度予算の財源内訳、特定財源（国府支出金・地方債・その他）、一般財源。3款民生費、補正前3億2,815万円、補正額240万8,000円を△9万6,000円、計3億3,055万8,000円を3億2,805万4,000円、国府支出金73万6,000円、地方債ゼロ、その他ゼロ、一般財源167万2,000円を△83万2,000円。歳出合計14億2,699万6,000円、補正額5,756万6,000円を5,506万2,000円、計14億8,456万2,000円を14億8,205万8,000円、国府支出金1,036万8,000円、地方債ゼロ、その他349万6,000円、一般財源4,370万2,000円を4,119万8,000円に改める。

2、歳入、款18繰越金、項1繰越金、単位1,000円、目、補正前の額、補正額、計、節（区分・金額）、説明、1目繰越金 補正前の額1,193万円、補正額914万円を663万6,000円に、計2,107万円を1,856万6,000円に。前年度繰越金914万円を663万6,000円に。説明、前年度繰越金。計1,193万円、補正額914万円を663万6,000円に、計2,107万円を1,856万6,000円に。金額914万円を663万6,000円に改める。

3、歳出、款3民生費、項1社会福祉費、単位1,000円、目、補正前の額、補正額、計、補正額の財源内訳（特定財源（国府支出金・地方債・その他）、一般財源）、節（区分・金額）、説明。目1社会福祉総務費1億6,255万3,000円、補正額164万7,000円を△85万7,000円に、計1億6,420万円を1億6,169万6,000円に、国府支出金50万4,000円、地方債ゼロ、その他ゼロ、一般財源114万3,000円を△136万1,000円に、区分、工事請負費、金額282万7,000円を32万3,000円に。説明、（仮称）紡ぎの館整備事業。計2億8,209万8,000円、補正額167万3,000円を△83万1,000円に、計2億8,377万1,000円を2億8,126万7,000円に、国府支出金50万4,000円、地方債ゼロ、その他ゼロ、一般財源116万9,000円を△133万5,000円に改める。以上よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） これから修正案に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この修正案、内容はわかったんですけども、補正のどの部分をどういう理由で修正する

のかお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 西岡議員の質問に対してお答えします。

これは、紡ぎの館整備事業費として計上されております金額なんですけど、205万4,000円。これは、最初、契約する前、特別委員会等で話をしたときに、我々議員において、いろいろその設備について修正、道または便所、いろいろな面で変更案を出させてもらいました。そのときに変更はできないという回答で現在進んでおりました。

しかし、工事に着工してから1カ月もたたないうちにこの補正が出ていると。そういうこと、最初のコンサルタント並びにこれを許可された方々の考え方に、物すごく私は不信感を持っております。こういうペースで今の工事費からますますこういう追加予算が出てくると、この金額が果たして本当に済むのかどうかというところに物すごく疑問があります。やはり決まった金額でやってもらうのが、私は鉄則やと思いますんで、こういう修正案を出させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで修正案に対しての質疑を終わります。

これから本案及び修正案についての討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから、議案第38号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件を採決します。

まず、本案に対する松本俊清君から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第10、議案第39号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第39号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額6,418万1,000円に、歳入歳出それぞれ149万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,567万1,000円とするものでございます。

主な提案内容は、歳入では歳出の増額に伴い、財政調整基金繰入金と繰越金を増額しております。歳出では人事院勧告による給料表の改定等に伴う給与や職員手当等の増額と、水道施設の機器修繕による増額補正等でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 議案第39号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

4款繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で77万3,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、歳出の増加に伴います財源不足分を基金繰入金で計上しております。

また、5款繰越金につきましても71万7,000円の補正をお願いしておりまして、こ

れにつきましても歳出の増加に伴います不足財源分を繰越金で計上しております。

続いて、歳出の説明に移ります。

7ページをごらんください。

1款総務費、総務管理費、一般管理費で給料、職員手当等で合計133万6,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、人事院勧告による給料表の改正と職員の扶養状況の変更並びに水道施設・機器の故障や台風等の被害対応により時間外勤務が増加し、今後の時間外勤務手当に不足が見込まれますので増額補正するものでございます。

次に、2款衛生費、上下水道費、簡易水道施設費、11節需用費で61万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、笠置簡易水道の受水電動弁警報機の修繕と、飛鳥路飲料水供給施設のUF膜破断の修繕料でございます。いずれも経年劣化等によりまして修繕等が必要になったものでございます。

次に、13節委託料で46万円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、水道メーターの検針委託料でございますが、公募を行っておりますが、検針員の応募がありませんでしたので、4月から11月分の委託料を減額するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ149万円を増額し、総額をそれぞれ6,567万1,000円としています。これで簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

さっき一番最後に言っていた水道メーターの検針で46万円の減額、不用額ということなんですけれども、これはもう三、四年前に私、民は民でやってもらったらしいという形で出させてもらった、それで予算つけていただいている予算案なんです。これ、いまだかつてついたことがない、やってもらったことないん違いますか。

それと、私はこのときには、町営のテレビの、これも民営化したらどうですかという話、企画観光も特に忙しいから、そういうテレビもそういうことで民営化したらどうですかというような、その予算は全然ついていないんですけれども、水道メーター検針、他の市町村ではやはりやっておられるんです。笠置町では、これもう私三、四年前にこれ申し入れしてつけてもらっていますけれども、これだったら来年度予算、もうつけなくてもいいの違いますか。これ、もう不用額でずっと、ただ載っているだけでしょう。本当にどういうふうに来てもらうというか、やってもらうというか、そういう手だてをほんまにどのように、ただやっている、やっているだけではあきませんよ。やはりお願いします言うて個別に当たるとかそ

ういったことをやってもらわな、なかなかやってもらえんの違いますか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

言われましたように、広報等で、広報のチラシ等で検針員の募集は行ってきたところですが、現在のところ募集がなく、11月分まで減額補正させていただいております。今後も引き続き募集をかけていきたいという思いは持っておるところですが、次年度からは単価等をまた見直すというような検討もしておりますし、現在、議員もおっしゃっていただいたように興味を持たれている方といたしますか、検討していただける方がおられると聞いておりますので、そういった方にこの内容について個々説明して、お願いできないかというところで係のほうで当たってもらっているところがございます。

そういったこともありまして、今後、また計画的な公募を、また防災無線なり、広報れんけいに掲載いたしまして、募集を続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

この節の3職員手当の中で、時間外勤務手当96万円が計上されています。説明は水道管とか台風ということはされたんですが、ただ、前年から比べると大体23万円ほどダウンしているんですが、この職員の健康のために時間外の問題をどう対応するのか。その点、非常にやってもらっている方は一生懸命やってもらっているんですが、その人にとって健康管理上、今、世間でも問題になっていますが、超過勤務の問題についてどのようにされるのか、簡単に説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼します。

松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

職員の健康面という面で、かなり職員のほうに負担がかかっているものというふうに思っております。今後、職員の体調面などを十分考慮した中で、休日勤務など、職員の負担が軽減できるよう課員の協力並びに臨時職員の雇用など対応を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第39号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第39号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月20日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時27分